

ひろさき事業復活支援金のご案内

市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的に大きな影響を受けている市内中小事業者等の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

① 支援金の額

中小法人等 **40万円** / 個人事業者等 **20万円**

※ 市内に複数の事業所がある場合でも、1事業者上記交付額（定額）となります。

② 受付期間

令和4年3月2日（水）～6月30日（木）※必着

- ・新型コロナウイルス感染症の予防のため、市役所窓口での申請受付は行いません。
郵送での申請にご協力くださるようお願いいたします。
- ・書類提出の際は、**「封筒貼付用あて先用紙」を角形封筒（折らずにA4用紙が入るサイズ）に貼り付け**、ポストに投函してください。切手は不要です。

③ 対象者

市内に本店または主たる事務所（事業活動の拠点としている事業所・店舗も含む。）のある中小法人等（※）または個人事業者等であって、事業継続に取り組む者。（「令和3年度弘前市飲食店等営業時間短縮要請協力金」の交付を受けた者または受けようとする者は交付対象外。）

（※）資本金・出資金10億円未満または常時雇用する従業員数2,000人以下

<対象者の例>

- 中小法人等 株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など
- 個人事業者等 商店、飲食店、旅館、美容院、農家、漁師、個人タクシー、露天商など

※ 国の事業復活支援金の給付を受けた事業者も対象となります。

④ 交付要件

要件1 減収要件

令和3年11月から令和4年3月の間のいずれかの月の事業収入が、平成30年11月から令和3年3月までの任意の同じ月の事業収入と比較して30%以上減少した月があること。

ただし、次の場合は対象となりません。

- ・副業（本業よりも収入が低いもの）に係る減収の場合
- ・例年11月から3月までの間に通常事業収入がない場合
- ・繁忙期や農産物の出荷時期がずれたことによる減収の場合
- ・その他新型コロナウイルス感染症の影響による減収と認められない場合

要件2 事業継続意思要件

令和3年10月31日以前から事業を継続して営んでおり、申請時点以降も1年以上継続して営む意思があること。

要件3 基準年の事業収入要件

基準年（令和3年11月から令和4年3月の任意の月との比較の元になった事業年度または年）における年間事業収入が、法人40万円以上、個人20万円以上の事業者であること。

ひろさき事業復活支援金 提出書類確認リスト

No.	必要書類名	チェック欄
①	【様式第1号】ひろさき事業復活支援金交付申請書兼請求書	<input type="checkbox"/>
②	様式第1号別紙	<input type="checkbox"/>
③	事業収入 補足シート	<input type="checkbox"/>
④	【様式第2号】誓約書	<input type="checkbox"/>
⑤	事業者の情報が確認できる書類 [中小法人等] 履歴事項全部証明書（令和4年1月1日以降に発行され、代表者名の記載のあるもの）の写し [個人事業者] ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し ・平成31年1月から令和3年10月までの間に開業した事業者にあつては、開業日、事業所所在地、業種、発行日等が確認できる公的機関が発行した書類（開業届など）の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	振込先の口座情報を確認できるもの （通帳の表紙と、1枚めくった見開きページの写し）	<input type="checkbox"/>
⑦	基準年以降の確定申告書の控えの写し ※收受印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時印の印字）があるもの [中小法人等] ・基準年以降の年間事業収入のわかる法人確定申告書の別表1 ・法人事業概況説明書 [個人事業者等] ・個人確定申告書の第1表 ・収支内訳書（白色申告の方）、申告決算書（青色申告の方）	<input type="checkbox"/>
⑧	対象月における事業収入の減少が確認できる書類 （売上台帳の写しなど）	<input type="checkbox"/>

※ 上記③、⑧は、国の事業復活支援金の給付通知書の写しを添付することで省略可能。

【申請書類の提出について】

- ・国の事業復活支援金の給付を受けた場合は給付通知書の写しを添付してください。提出書類の一部が省略されるほか、支援金振込までの期間が短縮されます。
- ・申請内容に応じて、上記以外の書類が必要となる場合があります。
- ・申請書類は市のホームページからのダウンロードが可能です。また、市の総合案内等にも設置しておりますのでご利用ください。

不正受給は犯罪です。既に廃業しているのに営業実態があるように見せかける、収入額を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないでください。

<問合せ先>

令和3年度ひろさき事業復活支援金事務局
（株式会社エスプールグローバル弘前BPOセンター内）

フリーダイヤル：0120-550-561 【受付時間】平日 午前9時～午後8時

弘前市ホームページ

